

2026年日本レース選手権規定の制定

※下線部分：改正箇所

2026年規定	2025年規定
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 目的	第1条 目的
一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、 <u>2026年</u> （以下「当該年」という。）のレース競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本レース選手権規定を制定する。	一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、 <u>2025年</u> （以下「当該年」という。）のレース競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本レース選手権規定を制定する。
第2条（略）	第2条（略）
第3条 選手権の構成	第3条 選手権の構成
1.（略）	1.（略）
2. 地方選手権	2. 地方選手権
地方選手権は、次の <u>6</u> 部門で構成される。 <u>3）、4）5）および6）</u> は、ドライバーに選手権を与える。1）および2）は、ドライバーおよびチームに選手権を与える。	地方選手権は、次の <u>5</u> 部門で構成される。 <u>1）、3）および5）</u> は、ドライバーに選手権を与える。 <u>2）および4）</u> は、ドライバーおよびチームに選手権を与える。
<u>1）フォーミュラリージョナル地方選手権（以下「FORMULA REGIONAL」という。）</u>	<u>1）Formula Beat 地方選手権（以下「F-B e」という。）</u>
2）FIA-フォーミュラ4地方選手権（以下「FIA-F4」という。）	2）FIA-フォーミュラ4地方選手権（以下「FIA-F4」という。）
FIA-F4は、FIAライセンス協定に基づきJAFが認めたプロモーターまたはオーガナイザーにより2クラスの設定を行うことができ、夫々のクラスに特定の制限を加えることができる。	FIA-F4は、FIAライセンス協定に基づきJAFが認めたプロモーターまたはオーガナイザーにより2クラスの設定を行うことができ、夫々のクラスに特定の制限を加えることができる。
ただし、設定されたクラス区分は当該年中に変更することは許されない。	ただし、設定されたクラス区分は当該年中に変更することは許されない。
<u>3）Formula Beat 地方選手権（以下「F-B e」という。）</u>	<u>3）スーパーFJ 地方選手権（以下「S-FJ」という。）</u>
<u>4）スーパーFJ 地方選手権（以下「S-FJ」という。）</u>	<u>4）フォーミュラリージョナル地方選手権（以下「FORMULA REGIONAL」という。）</u>
<u>5）FJ1500 地方選手権（以下「FJ1500」という。）</u>	<u>5）ツーリングカー地方選手権（以下「ツーリングカー」という。）</u>

6) ツーリングカー地方選手権（以下「ツーリングカー」という。）

ツーリングカーは、各オーガナイザーにより任意に最大5クラスの設定を行うことができ、夫々のクラスに特定の制限を加えることができる。

ただし、設定されたクラス区分は当該年中に変更することは許されない。

第4条 レースの走行距離

1. 選手権レースの最長走行距離および最短走行距離は次の通りとし、レース毎に競技会特別規則書でレース距離（以下「当初のレース距離」という。）を定める。

区 分	部 門	1 ヒートの競技		2 ヒート以上の競技		
		1 ヒートの距離		合 計		
		最 短	最 長	最 短	最 長	最 長
全日本選手権	SF	110km	300km	75km	180km	300km
	SFL	65km	100km	65km	75km	150km
地 方選手権	FORMULA REGIONAL	—	30 分*	—	—	—
	FIA-F4	30km	30 分 又は 100km	—	—	—
	F-Be	30km	100km	45km	75km	150km
	S-FJ	30km	100km	25km	75km	150km
	FJ1500	30km	100km	25km	75km	150km
	ツーリングカー	30km	300km	—	—	—

* レース距離は特別規則に明示される

2. (略)

第5条 選手権レースの成立

1. 各部門の選手権は、部門毎のレースが当該年度でそれぞれ3回以上開催されなければ成立しない。

ただし、FORMULA REGIONALは5回以上、F I A－F 4は6回以上開催されなければ成立しない。

2. ～4. (略)

ツーリングカーは、各オーガナイザーにより任意に最大5クラスの設定を行うことができ、夫々のクラスに特定の制限を加えることができる。

ただし、設定されたクラス区分は当該年中に変更することは許されない。

第4条 レースの走行距離

1. 選手権レースの最長走行距離および最短走行距離は次の通りとし、レース毎に競技会特別規則書でレース距離（以下「当初のレース距離」という。）を定める。

区 分	部 門	1 ヒートの競技		2 ヒート以上の競技		
		1 ヒートの距離		合 計		
		最 短	最 長	最 短	最 長	最 長
全日本選手権	SF	110km	300km	75km	180km	300km
	SFL	65km	100km	65km	75km	150km
地 方選手権	F-Be	30km	100km	45km	75km	150km
	FIA-F4	30km	30 分 又は 100km	—	—	—
	S-FJ	30km	100km	25km	75km	150km
	FORMULA REGIONAL	—	30 分*	—	—	—
	ツーリングカー	30km	300km	—	—	—

* レース距離は特別規則に明示される

2. (略)

第5条 選手権レースの成立

1. 各部門の選手権は、部門毎のレースが当該年度でそれぞれ3回以上開催されなければ成立しない。

ただし、F I A－F 4は、6回以上、FORMULA REGIONALは5回以上開催されなければ成立しない。

2. ～4. (略)

第6条～第7条（略） 第8条 選手権の登録申請 日本レース選手権の登録申請を行うオーガナイザーは、国内スポーツカレンダー登録規定に従い、所定の書式により次の事項を記載しJ A Fに申請書を提出すること。 なお、<u>F O R M U L A R E G I O N A L</u>および<u>F I A - F 4</u>については、F I Aライセンス協定に基づきJ A Fが認めたプロモーターまたはオーガナイザーがJ A Fに申請書を提出する。 1. 選手権レースの開催月日、区分、部門 2. 開催場所、1 周の距離 3. レースの走行距離（周回数） 4. その他、必要記載事項 第9条～第14条（略） 第2章 全日本選手権 第15条（略） 第16条 ドライバーの参加資格 1. ～2. 1)（略） 2) <u>2025</u>年のF I A - F 2またはS Fにおいて、シリーズランキング上位6位までの者。 第17条（略） 第3章 地方選手権 第18条 参加できる車両 <u>1</u>. <u>F O R M U L A R E G I O N A L</u> :（略）	第6条～第7条（略） 第8条 選手権の登録申請 日本レース選手権の登録申請を行うオーガナイザーは、国内スポーツカレンダー登録規定に従い、所定の書式により次の事項を記載しJ A Fに申請書を提出すること。 なお、<u>F I A - F 4</u>および<u>F O R M U L A R E G I O N A L</u>については、F I Aライセンス協定に基づきJ A Fが認めたプロモーターまたはオーガナイザーがJ A Fに申請書を提出する。 1. 選手権レースの開催月日、区分、部門 2. 開催場所、1 周の距離 3. レースの走行距離（周回数） 4. その他、必要記載事項 第9条～第14条（略） 第2章 全日本選手権 第15条（略） 第16条 ドライバーの参加資格 1. ～2. 1)（略） 2) <u>2024</u>年のF I A - F 2またはS Fにおいて、シリーズランキング上位6位までの者。 第17条（略） 第3章 地方選手権 第18条 参加できる車両 <u>1</u>. <u>F - B e</u> :（略）
---	---

2. F I A－F 4：(略)

3. F－B e：(略)

4. S－F J：(略)

5. F J 1 5 0 0：

当該年のJ A F国内競技車両規則に定めるF J 1 5 0 0とし、本選手権に使用するタイヤは、J A Fの承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。

6. ツーリングカー：(略)

第19条 ドライバーの参加資格

1. FORMULA REGIONAL (略)

2. F I A－F 4

1)～3) (略)

4) レースを目的として製作されたフォーミュラ車両にてJ A F公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が9時間以上あり、その証明を有すること。

2)～4)のスポーツ走行の経験時間については参戦年での経験時間を含んでよい。

ただし、満40歳以上の者を除き、2023年～2025年にF I A－F 2、S F、F I A－F 3、S F L、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

3. F－B e

1)～4) (略)

4. S－F J

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記3. 1)～4)に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。

ただし、2023年～2025年にF I A－F 2、S F、F I A－F 3、S F L、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

5. F J 1 5 0 0

2. F I A－F 4：(略)

3. S－F J：(略)

4. FORMULA REGIONAL：(略)

5. ツーリングカー：(略)

第19条 ドライバーの参加資格

1. F－B e

1)～4) (略)

2. F I A－F 4

1)～3) (略)

4) レースを目的として製作されたフォーミュラ車両にてJ A F公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が9時間以上あり、その証明を有すること。2)～4)のスポーツ走行の経験時間については参戦年での経験時間を含んでよい。

ただし、満40歳以上の者を除き、2022年～2024年にF I A－F 2、S F、F I A－F 3／F 3、S F L、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

3. S－F J

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記1. 1)～4)に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。

ただし、2022年～2024年にF I A－F 2、S F、F I A－F 3／F 3、S F L、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

4. FORMULA REGIONAL (略)

5. ツーリングカー (略)

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記3. 1)～4)に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。
ただし、2023年～2025年にFIA-F2、SF、FIA-F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

6. ツーリングカー（略）

第20条 公式予選

1. 公式予選は、最少15分（赤旗による中断時間は除く）とする。
2. ～3.（略）
4. 公式予選通過基準タイムは、公式予選で達成されたタイムの上位3位までのタイムを平均し、その130%以内とする。ただし、FORMULA REGIONALおよびFIA-F4は、当該公式予選で達成された1位のタイムの110%以内とする。

第21条 得点基準

1. 次の得点基準表に基づき、各選手権レースにおける上位10位までのドライバーに得点を与える。（FORMULA REGIONALおよびFIA-F4については、ドライバーおよびチームに得点を与える。チームに対する得点は、エントラントに対して与えられ、各レースにおいて同一エントラントに所属する車両が得た順位のうち、最上位のみが得点対象となる。）
ただし、得点を得る車両は、シリーズオーガナイザーからの申請に基づきJAFが承認した当該シリーズ規則または特別規則に規定されている場合を除き、当該レースにおける同一部門の優勝車両が走行した周回数の90%（小数点以下切捨て）以上の周回数を走行していなければならない。

●得点基準表（FORMULA REGIONALおよびFIA-F4）

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	18点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	2点	1点

●得点基準表（F-B e、S-F J、FJ1500、ツーリングカー）

第20条 公式予選

1. 公式予選は、最少15分（赤旗による中断時間は除く）とする。ただし、FIA-F4はこの限りではない。
2. ～3.（略）
4. 公式予選通過基準タイムは、公式予選で達成されたタイムの上位3位までのタイムを平均し、その130%以内とする。ただし、FIA-F4およびFORMULA REGIONALは、当該公式予選で達成された1位のタイムの110%以内とする。

第21条 得点基準

1. 次の得点基準表に基づき、各選手権レースにおける上位10位までのドライバーに得点を与える。（FIA-F4およびFORMULA REGIONALについては、ドライバーおよびチームに得点を与える。チームに対する得点は、エントラントに対して与えられ、各レースにおいて同一エントラントに所属する車両が得た順位のうち、最上位のみが得点対象となる。）
ただし、得点を得る車両は、シリーズオーガナイザーからの申請に基づきJAFが承認した当該シリーズ規則または特別規則に規定されている場合を除き、当該レースにおける同一部門の優勝車両が走行した周回数の90%（小数点以下切捨て）以上の周回数を走行していなければならない。

●得点基準表（F-B e、S-F J、ツーリングカー）

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

●得点基準表（FIA-F4およびFORMULA REGIONAL）

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

2. ～ 3. (略)

4. 選手権得点の対象となるレース数は、以下の通りとする。

1) FORMULA REGIONALおよびFIA-F4：

選手権レースとして成立した当該部門のすべてのレースとする。

2) F-B e、S-F JおよびFJ1500：

選手権レースとして成立した当該部門のレースの合計数の80%
(小数点以下四捨五入) とする。

3) (略)

5. ～ 6. (略)

第22条 本規則の施行

本規則は、2026年1月1日より施行する。

以上

 | | | | | | | | | | | | |----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|-----| | 順位 | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | 6位 | 7位 | 8位 | 9位 | 10位 | | 得点 | 25点 | 18点 | 15点 | 12点 | 10点 | 8点 | 6点 | 4点 | 2点 | 1点 | 2. ～ 3. (略) 4. 選手権得点の対象となるレース数は、以下の通りとする。 1) F-B eおよびS-F J： 選手権レースとして成立した当該部門のレースの合計数の80% (小数点以下四捨五入) とする。 2) FIA-F4およびFORMULA REGIONAL： 選手権レースとして成立した当該部門のすべてのレースとする。 3) (略) 5. ～ 6. (略) 第22条 本規則の施行 本規則は、2025年1月1日より施行する。 以上 |